

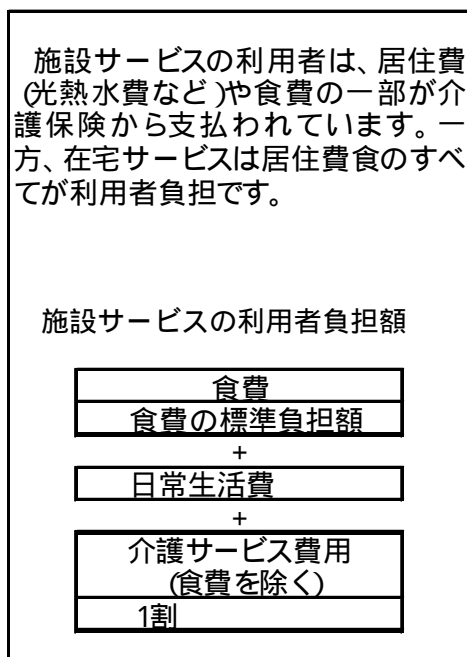
居住費（滞在費）・食費と特定入所者介護（介護予防）サービス費

平成17年10月に行われた介護保険法の改正により、「負担の公平性」という観点から、介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費について見直しがされ、居住費（滞在費）及び食費については、在宅のかたと同様に、保険給付の対象外と改められました。見直しにあたっては、居住費（滞在費）及び食費の負担が低所得者のかたにとって過重な負担とならないよう、新たに「特定入所者介護サービス費」、「特定入所者介護予防サービス費」（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が創設されました。

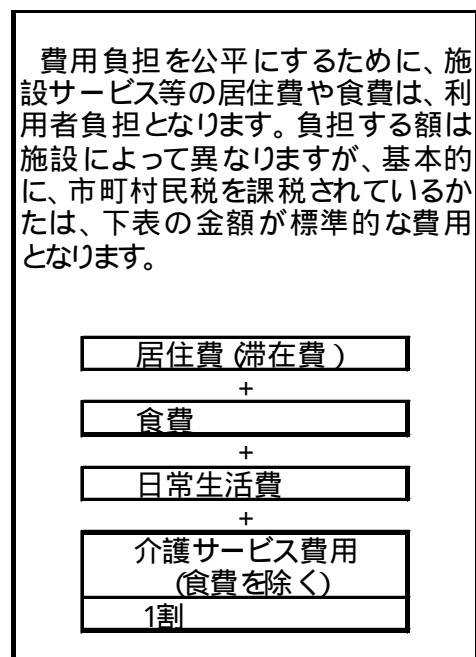
1 居住費（滞在費）・食費

(1) 比較

平成17年9月以前



平成17年10月から



(2) 居住費（滞在費）、食費の標準的な利用者負担額（基準費用額）

	居住費（滞在費）(日額)	食費（日額）
ユニット型個室	1,970円	1,380円
ユニット型準個室	1,640円	
従来型個室（特養）	1,150円	
従来型個室（保健）	1,640円	
多床室	0円	

基準費用額の上限（厚生労働大臣が定める額）：居住費等は居室環境に応じて、食費は一律で設定されています。

(3) 所得の低い場合は、以下のとおり負担が軽減されます。(負担限度額)

	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階
ユニット型個室	820円	820円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円
従来型個室(特養)	320円	420円	820円
従来型個室(保健)	490円	490円	1,310円
多床室	0円	320円	320円
食費	300円	390円	650円

2 特定入所者介護(介護予防)サービス費

(1) 特定入所者介護(介護予防)サービス費とは

低所得の要介護者または要支援者が施設サービス(介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設)や短期入所サービスを利用した際、生じる食費・居住費(滞在費)について限度額が設定され、限度額を超えた分について特定入所者介護(介護予防)サービス費として介護保険制度で保険給付されます。

なお、特定入所者介護(介護予防)サービス費を受けるためには、市介護保険係に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要で、この認定証を施設に提示しなければなりません。

(2) 特定入所者介護(介護予防)サービス費の対象者

利用者負担第1段階のかた

- ・ 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 境界層該当者¹

利用者負担第2段階のかた

- ・ 市町村民税世帯非課税で「課税年金収入額 + 合計所得金額」が年額80万円以下のかた
- ・ 境界層該当者¹

利用者負担第3段階のかた

- ・ 市町村民税世帯非課税で、 に該当しないかた
- ・ 境界層該当者¹

¹ 境界層該当者とは～本来適用されるべき食費・居住費(滞在費)・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担を低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となるかた